

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十六号

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項ただし書中「」及び「を」以下この項において同じ。）に「に改め、「場合の」の下に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第十七条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十七条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第四十一条第二項第三号中「第十七条第六項」を「第十七条第五項」に改める。

第四十九条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十九条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第五十六条中「第十七条第六項」を「第十七条第五項」に、「第四十九条第八項」を「第四十九条第七項」に改める。

附則第九条から第十二条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。